

政令第 号

国土交通省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二条及び第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第一条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中第二十六号を第二十七号とし、第十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 宅地の耐震化（地震時における地盤の滑動、崩落又は液状化による被害の防止を図るために行う宅地の改良をいう。第八十四条第六号において同じ。）の推進に関する事。

第五十一条第五号を削る。

第五十二条第一号中「確保」の下に「及び情報システムの効率性に関する評価」を加え、同条に次の一号を加える。

三 国立国会図書館支部国土交通省図書館に関すること。

第八十条第一号中「方策」の下に「（建設業者に係るものにあつては、専ら専門工事業者（主として土木一式工事又は建築一式工事を請け負う建設業者以外の建設業者をいう。）に係るものに限る。）」を加え、同条第二号中「下請契約」の下に「（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となるものを除く。）」を加える。

第八十四条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 宅地の耐震化の推進に関すること。

第六百六十四条第一項中「次の二課」を「総務課」に改め、

「総務課

を削り、同条第二項中「五課

航空戦略課」

「国際航空課

「航空事業課

航空事業課

空港施設課

空港計画課

」を「七課」に、

首都圏空港課

を

空港技術課

に改め、同条第三項中「四課」を「三課」に

環境・地域振興課

空港業務課

首都圏空港課

改め、「空港安全・保安対策課」を削る。

第百六十五条中第六号を第十一号とし、第五号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 交通政策審議会航空分科会の庶務に関すること。

第百六十五条中第四号を第八号とし、第三号を第七号とし、第二号を第六号とし、第一号の次に次の四号を加える。

二 航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関する政策の調整に関すること。

三 航空局の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること。

四 国際民間航空機関との連絡に関すること。

五 外国の航空政策及び航空事情に関する調査に関すること。

第百六十六条を削る。

第六百六十七条第三号中「交通管制部」の下に「並びに国際航空課」を加え、同条第四号を削り、同条第五号中「設置及び管理」を「運営の改善」に、「及び他課」を「並びに空港業務課及び首都圏空港課」に改め、同条を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条を第六百六十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国際航空課の所掌事務)

第六百六十七条 国際航空課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際航空運送の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 外国人国際航空運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 三 外国航空機の航行及び使用に関する許可に関すること。
- 四 航空に関する国際協定に関すること。

第六百六十八条第一号中「こと」の下に「(国際航空課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第三号を削る。

第六百六十九条を次のように改める。

(空港計画課の所掌事務)

第六十九條 空港計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 空港等（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。）の整備に関する計画に関すること。

二 空港等の改善のための調査及び研究に関すること。

第七十條（見出しを含む。）中「空港施設課」を「空港技術課」に改め、同條第一号を次のように改める。

一 空港等の設置及び管理に関する事務のうち技術に関すること（安全部及び空港計画課の所掌に属するものを除く。）。

第七十條第三号を削る。

第七十二條を削る。

第七十一條第一号中「並びに空港施設課及び環境・地域振興課」を「及び他課」に改め、同條を第七十二條とし、第七十條の次に次の一條を加える。

(空港業務課の所掌事務)

第七十一条 空港業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関すること。
- 二 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、空港等の設置及び管理に関すること(安全部及び他課の所掌に属するものを除く。)

第七十三条第二号中「(航空に関する危機管理を含む。)」を削り、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「(航空に関する危機管理に関するものを含む。)」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

- 三 空港等の安全の確保に関すること。
- 四 航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関すること。

第七十四条を次のように改める。

第七百七十四条 削除

第七百七十八条第五号中「航空保安無線施設その他の」を削り、「航空保安用電気通信施設」の下に「及び航空灯火」を加え、「これら」を「航空保安用電気通信施設」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第八十一条第一号中「航空保安無線施設その他の」を削り、「航空保安用電気通信施設」の下に「及び航空保安施設」を加える。

附則第二条の表平成二十九年三月三十一日の項を削り、同表平成三十三年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十四年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
--------------	---

附則第四条中「第七条第十七号」を「第七条第十八号」に改める。

附則第七条の表平成二十九年三月三十一日までの間の項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同表平成二十九年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間の項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十四年四月一日」に改める。

附則第八条の表平成二十九年三月三十一日の項を削り、同表平成三十三年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十四年三月三十一日

特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(国土審議会令の一部改正)

第二条 国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十九年三月三十一日の項を次のように改める。

平成三十四年 三月三十一日	特殊土壌地帯対策分科会	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一	国土交通省国土政策局 地方振興課
------------------	-------------	---	---------------------

項、第三条第一項及び第五条

(交通政策審議会令の一部改正)

第三条 交通政策審議会令(平成十二年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

第九条第八項中「国土交通省航空局航空戦略課」を「国土交通省航空局総務課」に改める。

附 則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

理由

特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行に伴い、国土交通省組織令及び国土審議会令について所要の規定を整備するとともに、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、新たに航空局航空ネットワーク部に国際航空課を置く等の必要があるからである。